

日立製作所、トキコ、日立ユニシアオートモティブの合併契約の締結について

株式会社日立製作所(執行役社長：庄山 悦彦/東証他/コード番号：6501/以下、日立)とトキコ株式会社(取締役社長：川上 潤三/東証/コード番号：7232/以下、トキコ)、株式会社日立ユニシアオートモティブ(取締役社長：久野 勝邦/非上場/以下、ユニシア)は、2004年3月26日に締結した合併覚書に基づき、本日、日立がトキコとユニシアを吸収合併する旨の合併契約書を3社で締結しましたので、お知らせします。

1. 合併契約書の要旨

(1) 合併の方式

日立を存続会社とする吸収合併方式で、トキコおよびユニシアは解散します。
なお、トキコの株式は、2004年9月27日をもって上場廃止となります。

(2) 合併比率

日立は野村証券株式会社(以下、野村証券)に、トキコはKPMG コーポレートファイナンス株式会社(以下、KPMG)に合併比率案の算定をそれぞれ依頼し、その算定結果を参考に、日立とトキコが協議のうえ、以下のとおり合意しました。

会社名	日立	トキコ
合併比率	1	0.521

なお、ユニシアは日立の100%子会社であるため、ユニシアの株式に対する日立の株式の割当は行いません。

(注) 1. 株式の割当比率

- トキコの株式1株に対し、日立の株式0.521株を割り当てます。但し、3社の財産状況等について合併期日までの間に重大な変動が生じたときは、3社が協議の上、これを変更することがあります。
- 日立の所有するトキコの普通株式26,952,434株については、割当てを行いません。
- 日立は合併に際して交付する株式の全部について、新株式の発行に代えて自己株式を用います。

2. 第三者機関による算定方法および算定根拠

野村証券は、日立について市場株価平均法、トキコについて市場株価平均法、類似会社比較法、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法を用いた上で、これらの分析結果を総合的に勘案して合併比率案を算定しました。

KPMG は、日立について株式市価法、トキコについて株式市価法、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法、修正純資産法を用いた上で、これらの分析結果を総合的に勘案して合併比率案を算定しました。

3. 合併により発行する日立の新株式数

合併新株式の発行に代えて日立が保有する自己株式を用いますので、新株式の発行は行いません。

(3) 合併交付金

日立は、合併期日前日最終のトキコの株主名簿および実質株主名簿に記載された株主または登録質権者に対して、その所有するトキコ株式 1 株につき 4 円の合併交付金を、トキコの 2004 年 4 月 1 日から 2004 年 9 月 30 日までの期間の中間配当金相当額として、合併期日後 3 ヶ月以内に支払います。但し、トキコの財産状態等について合併期日までの間に重大な変動が生じたときは、日立とトキコが協議の上、これを変更することがあります。

(4) 資本金

合併による資本金の増加はありません。

なお、商号、事業内容、本店所在地、代表者については、合併による変更はありません。

2. 合併の日程

合併契約書締結[取締役会] (*)	2004 年 5 月 25 日
[(*)日立は執行役の決定、トキコ、ユニシアは取締役会の決議です。]	
合併契約書承認株主総会	2004 年 6 月 16 日(ユニシア)
	2004 年 6 月 25 日(トキコ)
トキコ株券提出公告及び通知	2004 年 8 月 20 日(予定)
トキコ株式上場廃止	2004 年 9 月 27 日
トキコ株券提出期日	2004 年 9 月 30 日
合併期日	2004 年 10 月 1 日(予定)
合併登記	2004 年 10 月上旬(予定)

商法第 413 条ノ 3 第 1 項(簡易合併)の規定により、日立においては、合併契約書の承認に関する株主総会の承認は得ずに合併を行います。

(注) 本資料における当社の今後の計画、見通し、戦略等の将来予想に関する記述は、当社が現時点で合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の業績等の結果は見通しと大きく異なることがあります。その要因のうち、主なものは以下の通りです。

- 急激な技術変化
- 新技術を用いた製品の開発、タイムリーな市場投入、低コスト生産を実現する当社及び子会社の能力
- 市場における製品需給の変動及び価格競争の激化
- 為替相場変動(特に円/ドル相場)
- 資金調達環境(特に日本)
- 製品需給及び為替変動に対応する当社及び子会社の能力
- 主要市場(特に日本、米国及びアジア)における経済状況及び貿易規制等各種規制
- 自社特許の保護及び他社特許の利用の確保
- 製品開発等における他社との提携関係
- 日本の株式相場変動

日立とトキコの合併について

日立及びトキコは、日本法に基づく会社であり、当該合併に関連して提供される情報は、米国の情報開示義務と異なる日本の情報開示義務に従うことが要求されています。本資料に含まれている財務情報は日本の会計基準に基づいて作成されているため、米国企業の財務情報とは比較が可能でない場合があります。

両社の所在地が日本にあり、その役員及び取締役の一部又は全員が日本に在住しているため、当該合併に関連して、米国連邦証券諸法に基づく権利及び請求を行使することが困難である場合があります。また、米国証券関連法規上の違反について、日本の裁判所において、両社もしくはその役員又は取締役に対して提訴することが可能でない場合があります。さらに、両社及びその関連会社に対し米国裁判所の判決を執行することは困難である場合があります。

以 上

このニュースリリースにおける将来予測に関する情報は、当社が現時点で合理的であると判断する一定の前提に基づいています。このため、実際の結果と大きく異なったり、予告なしに変更され、検索日と情報が異なる可能性もありますので、あらかじめご了承ください。
